

1 女性に対する暴力とは？

夫や恋人、パートナーから

DV ドメスティック・バイオレンス

- * 平手で打つ、なぐるふりをして脅す
- * メールや電話をチェックする
- * 生活費を渡さない など



身近なところで

性犯罪・性暴力

- * 混雑したところで痴漢にあった…
- * いやがっているのに無理に性的行為をされた…
- * 飲み物を飲んだら眠くなって気がついたら性的行為をされていた など

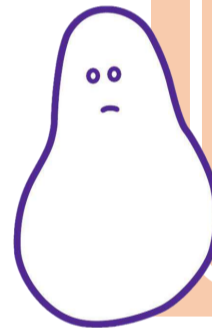


若年層を対象とした性暴力

- * AV出演被害
- * レイプドラッグ
- * JKビジネス
- * SNS起因の被害 など

売買春・人身取引

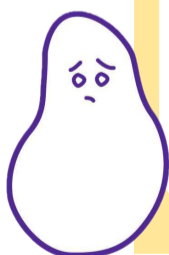
- * 街で売買春の勧誘にあつて怖かった…
- * 援助交際などごまかしの言葉で若年層を犯罪に巻き込む など



会社や学校などで

セクシュアル・ハラスメント

- * 上司の誘いを断ったら仕事で無視された…
- * 先生がやたらと身体に触るのがイヤ…
- * 「女性は職場の花でよい」などと言われた など



元恋人や交際を断った相手などから

ストーカー行為

- * 元恋人が行動を見張ったり、つきまとうので怖い
- * インターネットなどで中傷するような文章を掲載されたり、近所にビラを貼り付けられた… など



こころ きず ぼうりょく
心を傷つけることも暴力です。

参照：沖縄県ホームページ「女性に対する暴力防止啓発パネル」
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/heiwadanjo/danjo/19457.html>
「DVに悩み苦しんでいませんか？」リーフレット（沖縄県）
https://www.okinawajosei.org/pdf/2022/220407_10.pdf#view=Fit

2 女性に対する暴力をなくす運動

パートナーからの暴力（DV）、性暴力、ストーカー行為など、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するもので、いかなる理由があっても許されるものではありません。

女性に対する暴力のない社会を目指して、毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間となっています。

女性に対する暴力を
なくす運動のアイコン

女性に対する
暴力をなくす運動



11月12日～11月25日

女性に対する
暴力をなくす運動



11月12日～11月25日

期間中は「パープルリボン」をシンボルマークとして、行政・民間団体等が連携し、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるとともに“あなたは一人ではないよ！”というメッセージを発信する啓発活動を展開しています。



パープルリボン

参照：沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/heiwadanjo/danjo/13913.html>

内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/banner_29.html

3 DVについて知っていますか？

(DV=ドメスティック・バイオレンス)

はいぐうしゃ こいびと しんみつ かん
それは配偶者や恋人など親密な関
けい また もの ふ
係にある、又はあつた者から振る
ぼうりょく
われる暴力の**こと**です。

ぼうりょく しんたい たい ぼうりょくまた じゅん
「暴力」は身体に対する暴力又はこれに準ずる
しんしん ゆうがい えいきょう およ げんどう さ
心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

なや
DVに悩み

くる
苦しんでいませんか？

参照：「DVに悩み苦しんでいませんか？」リーフレット（沖縄県）
https://www.okinawajosei.org/pdf/2022/220407_10.pdf#view=Fit



4 あてはまることはありませんか？

- 機嫌きげんをそこねないようにつねつねにききくばくばに気を配っている
- 相手あいてがいないと、なぜかホツとする
- 会話かいわがしたくても、非難ひなんされたり、無視むしされたりする
- 「バカ」とか「役立たずやくた」とか言いわれる
- 相手あいてが友人ゆうじんや実家じっかと交流こうりゅうするのを嫌いやがる
- お金かねや生活費せいかつひを渡わたしてくれない
- 「誰だれのおかげせいかつで生活いできているんだ」と言いわれる
- 私わたしが嫌いやがっているのに性的行為せいてきこういを強しいてくる
- 問題もんだいが起こると自分おに力じぶんがない、自分ちからが悪い、自分じぶんのせいわるだと思おもってしまう

それはDVかもしれせん。

DVは力（パワー）がある者が相手を思い通りに支配（コントロール）しようとする上下関係で起こり、暴力はその手段です。上記の内容にいくつか当てはまる場合は、相手との間に力の差があり、相手から支配されている可能性があります。

暴力の責任は加害者ぼうりょくにあります。

あなたは悪くありません。

5 DVの方法はさまざまです

(DV=ドメスティック・バイオレンス)

身体的暴力

- *平手で打つ、足で蹴る
 - *髪をひっぱる
 - *首をしめる
 - *刃物などの凶器を身体につきつける
- など

社会的暴力

- *メールや電話のチェック
 - *行動を監視、制限する
 - *親、きょうだい、友人の付き合いを禁止したり、制限する
- など

精神的暴力

- *大声でどなる
 - *何を言っても無視する
 - *口をきかない
 - *子どもに危害を加えると
言っておどす
- など

経済的暴力

- *生活費を渡さない、使わせない
 - *収入をとりあげる
 - *無断で借金を重ねる
- など

性的暴力

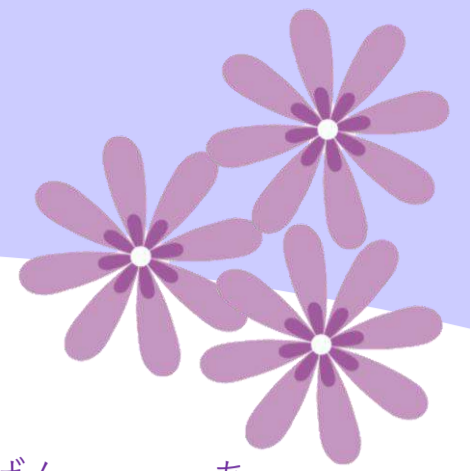
- *避妊に協力しない
 - *見たくないのにポルノビデオを見せられる
 - *性的行為を強要する
- など

おお ばあい ぼうりょく
DVは多くの場合、これらの暴力が
ふくざつ かさ あ お
複雑に重なり合って起こります。

参照：「DVに悩み苦しんでいませんか？」リーフレット（沖縄県）

https://www.okinawajosei.org/pdf/2022/220407_10.pdf#view=Fit

6 子どもの前での暴力



おや ぼうりょく

親が暴力をふるわれたり、暴言を浴び

ぼうげん あ

せられたりするのを子どもが目撃する

もくげき

めんぜん

こ

しんりてき ぎゃく

「面前DV」は、子どもへの心理的虐待

待です。（児童虐待防止法）

たい

* 暴力を目撃したことで子どもにもさまざまな心身の症状が現れることがあります。

* 暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。



Wリボンマーク

11月は児童虐待防止推進月間、11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

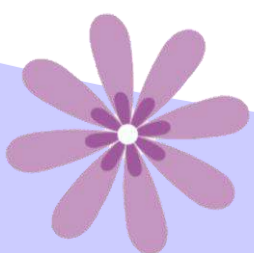
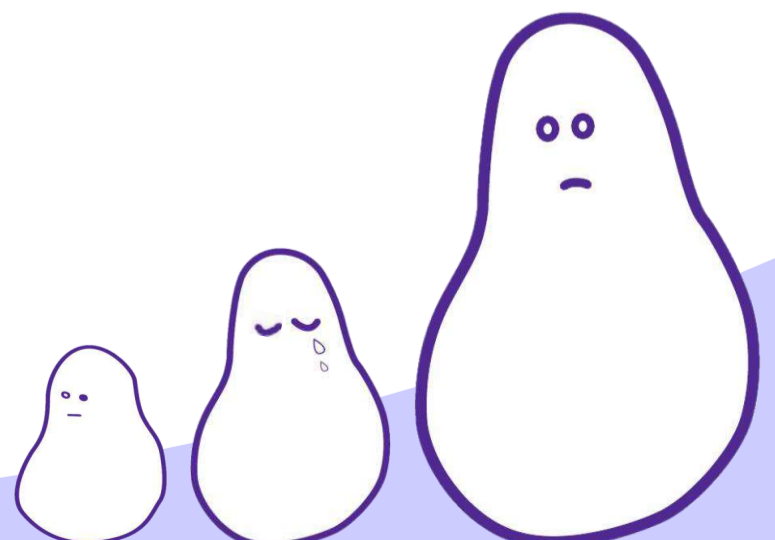
「Wリボン」は、「児童虐待防止」のシンボルであるオレンジリボンと「女性に対する暴力根絶」のシンボルであるパープルリボンを組み合わせた児童虐待対応とDV対応の連携を象徴するマークです。

参照：「DVに悩み苦しんでいませんか？」リーフレット（沖縄県）

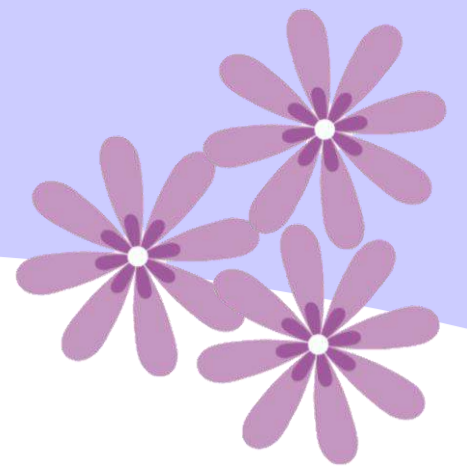
https://www.okinawajosei.org/pdf/2022/220407_10.pdf#view=Fit

内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv-child_abuse/index.html



7 こう思っていないませんか？



むりよくかん
無力感

自分は今も
ずっとこのまま
なんだ

きょうふかん
恐怖感

逃げたら
殺されるかも
しれない

うしな
失うもの

逃げたら
仕事も地域の
人間関係も
失ってしまう

ふくざつ しんり
複雑な心理

暴力をふるうのは
私を愛している
からだ

いつか変わって
くれるかもしれない

けいざいてき もんだい
経済的問題

収入がなく、
今後の生活を考えると
この場を離れることが
できない

こ
子どものこと

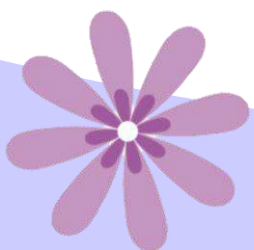
子どもの安全や
学校のことを思うと
自分が我慢すれば
良い

DVが続くとケガなどの身体的影響にとどまらず精神的な影響を受けることがあり、被害者がPTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症する場合があります。

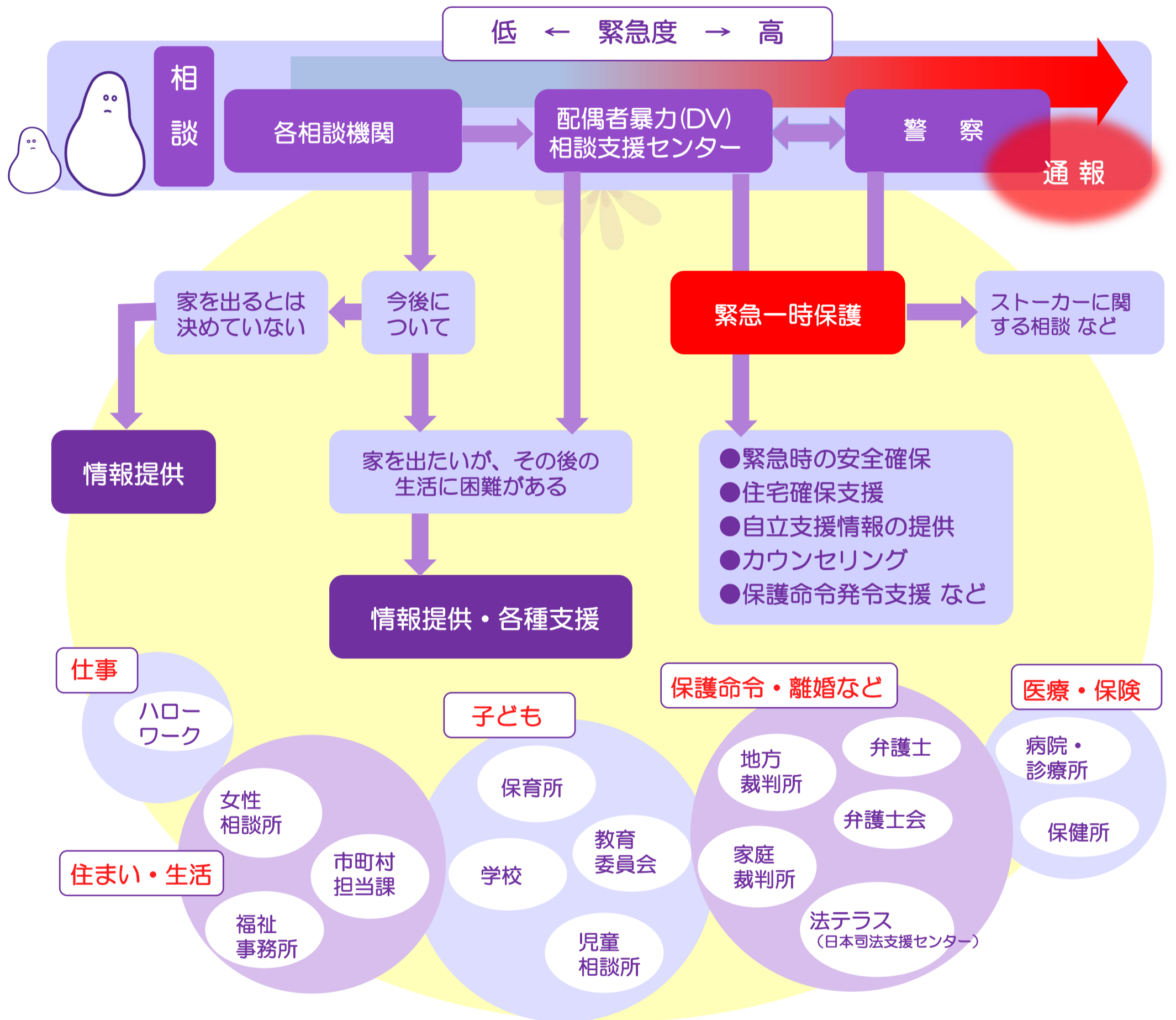
ぼうりよく たい
あなたには暴力に対して
い けんり
「NO」と言う権利があります。

参照：「DVに悩み苦しんでいませんか？」リーフレット（沖縄県）

https://www.okinawajosei.org/pdf/2022/220407_10.pdf#view=Fit



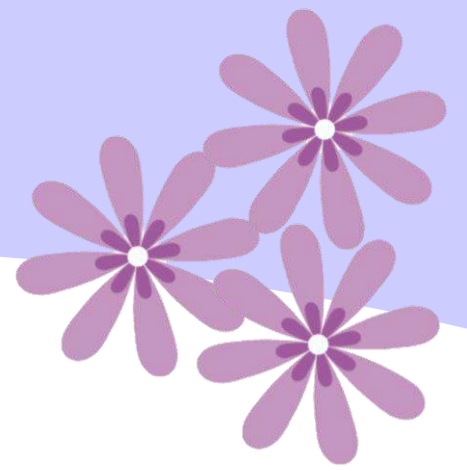
8 ひとりで悩まず、まず相談してください



さまざまなきかん機関があなただけを支援します。

参照：「DVに悩み苦しんでいませんか？」リーフレット（沖縄県）
https://www.okinawajosei.org/pdf/2022/220407_10.pdf#view=Fit

9 法律はあなたの味方です

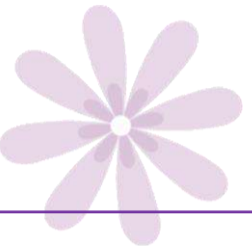


DV防止法

DV被害者は「**DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）**」により保護されます。その対象となるのは配偶者（もと恋人も含む）や内縁の夫・妻からの暴力で、性別、国籍は限定されません。

保護命令制度とは

（※令和6年（2024年）4月1日以降に申し立てをする場合）



- 保護命令制度とは、地方裁判所が被害者の申し立てにより、相手配偶者（①法律婚・②事実婚・③生活の本拠を共にする交際相手、離婚等前後に暴力を受ける元①～③を含む）に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。
- 保護命令に違反した者は、**2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金**に処されることとされています。

保護命令の種類と期間

満たすことを要件とします。被害者への接近禁止命令の要件を

被害者への接近禁止命令（1年間）

被害者への電話等禁止命令（1年間）

被害者の子への接近禁止命令（1年間）

被害者の子への電話等禁止命令（1年間）

被害者の親族等への接近禁止命令（1年間）

退去等命令（2ヶ月間）

※住居の所有者または賃借者が被害者のみの場合は、申し立てにより6ヶ月間

保護命令を発令してもらうための「**保護命令申立書**」作成方法等は、**配偶者暴力相談支援センター**などで教えてくれます。まず、相談してみましょう。



手続きは各機関が援助します。

- 住民基本台帳等の閲覧制限
- 110番緊急通報登録システム（事前登録により緊急時により早い対応となる）
- 医療保険制度（暴力による傷病の保険診療、医療通知の送付先変更 など）
- 児童手当支給先の変更（配偶者への支給を停止し被害者へ支給）
- 住民票異動を伴わない子どもの転校、生活保護・児童扶養手当申請 など

参照：内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/r5_05.pdf

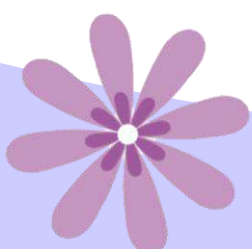
「DVに悩み苦しんでいませんか？」リーフレット（沖縄県）

https://www.okinawajosei.org/pdf/2022/220407_10.pdf#view=Fit

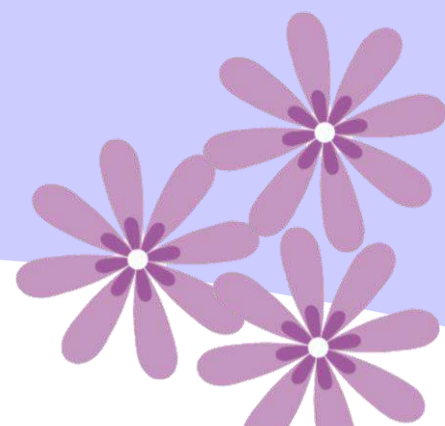
沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団



保護命令制度に関するパンフレット（内閣府）



10 沖縄県内の相談先

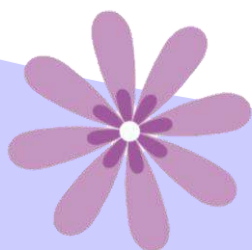


名称	電話番号
沖縄県警察本部 警察安全相談 緊急時は110番	#9110 または 098-863-9110
沖縄県女性相談所 沖縄県配偶者暴力相談支援センター	098-854-1172
配偶者暴力 相談支援センター (各地区福祉事務所内)	北 部 0980-52-0051
	中 部 098-989-6603
	南 部 098-889-6364
	宮 古 0980-72-3132
	八重山 0980-82-2330
ているる相談室 沖縄県男女共同参画センター	098-868-4010
なは女性センター ダイヤルうない	098-861-7515
沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830
沖縄県性暴力被害者ワンストップ 支援センター (with you おきなわ)	#8891 または 098-975-0166
沖縄県男女共同参画センター 男性相談 (電話のみ)	098-868-4011

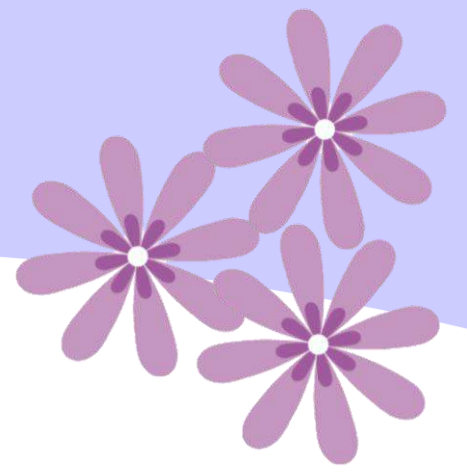


← DVについてより詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。
「DVに悩み苦しんでいませんか」
(2017年に沖縄県が作成したリーフレットです。)

参照：「DVに悩み苦しんでいませんか？」リーフレット（沖縄県）
https://www.okinawajosei.org/pdf/2022/220407_10.pdf#view=Fit



11 その他の相談先




Domestic Violence Hotline Plus

英語による相談

CHAT
Open 24 Hours

Click here to CHAT

※Please scan the QR code to contact us




タガログ語による相談

CHAT
Open 24 Hours

mag-click dito para sa CHAT

※Kung nais kumunsulta ay pakiscan po ang QR code para makakontakt sa amin



中国語による相談

CHAT
Open 24 Hours

Click here to CHAT

※请扫描二维码



※上記以外の言語(全10か国語)にも対応しています。

DV加害者更生相談室

沖縄県では、自らの暴力の責任を認識し、変わる意思を持っている方を対象とした電話及び面接によるDV加害者更生相談を実施しています。

【DV加害者更生相談（沖縄県委託事業）】

相談先：更生保護法人がじゅまる沖縄

電話相談：098-884-1018（毎週水曜14：00～21：00）

面接相談：電話相談後に日程調整の上受付（完全予約制）

DV防止講座：毎月1回開催（昼コース14：00～16：00／夜コース18：30～21：00）

※日程や当月のテーマは電話でお問合せください

DV加害者グループワーク（加害者プログラム）：隔週土曜

※電話相談・面接相談時に日程を伝えます

外国人パートナーとの問題について

沖縄県では、米国人との結婚や離婚を考えている方、すでに結婚や離婚をした方や子育てをなさっている方等のさまざまな疑問に答え、解決の手助けとなるよう、また、国際結婚や離婚等の相談業務に従事しておられる相談員の皆様にとってもお役に立てるように、ハンドブックを作成しました。

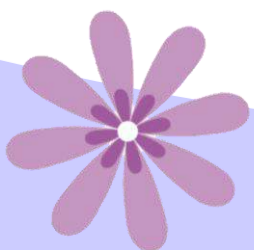
「日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック」

- まず、知っておきたいこと
- 国際結婚
- 国籍
- 出生後の手続き
- 国際離婚
- ハーグ条約
- DV ドメスティック・バイオレンス



ホームページでも紹介しています。

参照：沖縄県ホームページ



12 性暴力とは -あなたは悪くない-①

あなたは悪くない

～もしものときのために知っておいてほしいこと～

あなたのからだところは、あなた自身のものです。

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。

同意のない性的な行為は「性暴力」です。

相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、

本当の同意があったことにはなりません。

また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。

同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。



性暴力の被害を受けた方へ

被害にあったことを、
誰にも相談できないと思いませんか。
悪いのは加害者です。
あなたは悪くありません。
あなたのこころとからだのケアや
これからのことを一緒に考えていきましょう。

身近な人が被害にあった方へ

友人や家族など大切な人から
被害を打ち明けられると、
どのように対応してよいか、とまどうかもしれません。
でも、みなさんは被害にあった方を
安心させることができる重要な存在です。
みなさんにできることがあります。

引用元：内閣府作成パンフレット「あなたは悪くない～もしものために知っておいてほしいこと～」

13 性暴力とは -あなたは悪くない-②

性暴力とは 同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

例えば...



- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- プライベートゾーンを触られた
- 望まないキスや性行為をさせられた
- 避妊に協力してくれない
- アルコールや薬物を使用して性行為をされた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- SNSで知り合った相手から性的な被害を受けた



性犯罪の法律が変わりました。詳しくは法務省のHPをご覧ください。▶



性暴力に対するよくある思い込み

年齢・性別にかかわらず、被害にあうことがあります。

若い女性だけが被害にあう？

男性も被害にあっています。子どもや高齢者の被害もあります。また、相手が異性でも同性でも、同意のない性的な行為は、性暴力です。

夜遅く、知らない人に突然襲われる？

性暴力の被害は、時間や場所を問わず発生しています。また、加害者の約8割は顔見知りです。友人の間や夫婦・恋人の間でも被害にあうことがあります。

露出度の高い服を着ていたせい？

どのような服装でも被害にあうことがあります。悪いのは加害者です。



被害後まもない方へ

まずは、安全な場所、安心できる場所を探しましょう。

● 妊娠や性感染症が心配なときは

被害から72時間以内に、緊急避妊薬を服用することで、高い確率で、望まない妊娠を防ぐことができます。なるべく早く医療機関を受診しましょう。性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、医療機関の紹介や同行、緊急避妊措置費用等の医療費の助成などを行うことができます。



● 飲み物や食べ物に薬が入っていたかも

「記憶がない・あいまい」、「からだが思うように動かなかった」という場合、睡眠薬等の薬の影響かもしれません。薬物によっては、飲んでから数時間から数日間(3日前後)で体外に排出されます。なるべく早く、医療機関や警察で検査を受けてください。



● 落ち着かない、不安、眠れない、被害がまた起こっている感じがする...

突然ショックな経験をすると、こころやからだにいろいろな変化が生じます「自分はおかしくなってしまった」と感じることもあるかもしれませんが、このような変化は、ショックな出来事を経験したことによる、自然な反応です。性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、あなたの回復のために何が必要か一緒に考えていきます。



引用元：内閣府作成パンフレット「あなたは悪くない～もしものために知っておいてほしいこと～」

14 性暴力とは -あなたは悪くない-③

警察や病院に行くときには

犯人の特定や後で相手を訴えたいと思ったときに役立つ証拠を採取することができます。

- 着ていた衣服・下着（洗わずにそのまま）
- 飲んだもの・食べたものの残り（食器があれば、洗わずに）
- 警察や病院に行く前は、なるべくシャワーやお風呂でからだを洗わないことをお勧めします。

警察や病院に行くのを迷っている方へ

- 「警察に被害届を出すかどうか、今は判断できない」というときも、医療機関等で証拠だけでも採っておいてもらいましょう。

最初は被害届を出す意思がないという方でも、時間が経過して気持ちが変わるときがあります。そうしたときのために、証拠を残しておくことはとても大切です。

- 「証拠となるものがあるか分からない」、「72時間以上経ってしまった」という場合でも、相談ができます。

一人で警察に行ったり、病院等で検査を受けることが不安なときは、まず性暴力被害者ワンストップ支援センターにご相談ください。



被害後しばらくたった方へ

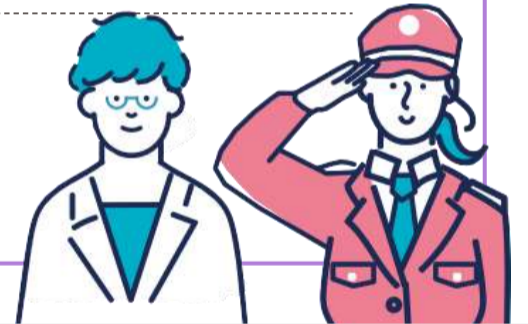
- 眠れない、食欲がない、吐き気がする、不安や恐怖で落ち着かない、被害がまた起こっている感じがする被害後しばらく経っても、こうした変化が続くことがあります。これはショックな出来事を経験したことによる自然な反応です。ワンストップ支援センターでは、あなたの気持ちを第一に、精神科の受診やカウンセリングなどの支援を受けることができるようサポートします。

● 妊娠や性感染症について

「妊娠したかもしれない」という場合、こころとからだの負担を考えると、なるべく早く産婦人科を受診することをお勧めします。性感染症は、無症状の期間があったり、症状が軽くて気づきにくい場合もあるため、早く検査を受けることが大切です。

● 公訴時効について

性犯罪については、公訴時効があります。事件から時間が経過すると、証拠集めも難しくなるため、できるだけ早く警察に相談することをお勧めします。



家族・友人・知人が被害にあったとき

身近な人ができること

- 被害者が安全な場所にいるか確認してください。
- 「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。
- 信じて話を聞いてください、気持ちを丁寧に聞き、そのまま受け止めてください。

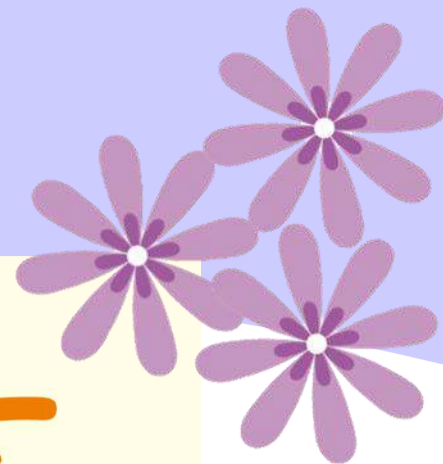


身近な人に気をつけてほしいこと

- 被害者の話を疑ったり、否定したりしない。×「それ本当？」
- 被害者を責めない。×「そんな服、着てたから」
- 被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしなない。×「たいしたことない」
- 自分の動揺した気持ちをそのまま被害者にぶつけない。×「なぜそんなことになったの？」
- 被害者の意思や気持ちを大切にせず、よかれと思って一方的に助言したり・話を進めたりしない。×「OOに相談すべき」
- 安易に共感を示さない、励まさない、鼓舞しない。×「負けるな」

引用元：内閣府作成パンフレット「あなたは悪くない～もしものために知っておいてほしいこと～」

15 こどもへの性暴力①



こどもたちのために できること

～性被害を受けたこどもの理解と支援～

保護者のみなさん、
こどもと関わりのある大人のみなさんへ

こどもへの性暴力は、身近な人でも
気づきにくいものです。
それでもみなさんにはできることが
あります。

こどもが見せるSOSのサインに
気づいてください。

そして、もし被害に気づいたら、
適切に対応することが大切です。

ひとりで抱え込まずに、相談機関等の
サポートを受け、あなた自身のこころと
からだにも気を配りながら、
こどもの回復を支えてください。

より詳しく知りたい方は
こちらをご覧ください
内閣府ウェブサイト →



あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なもの。

ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。

あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、

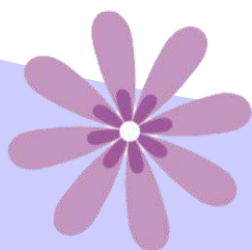
それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。

それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。

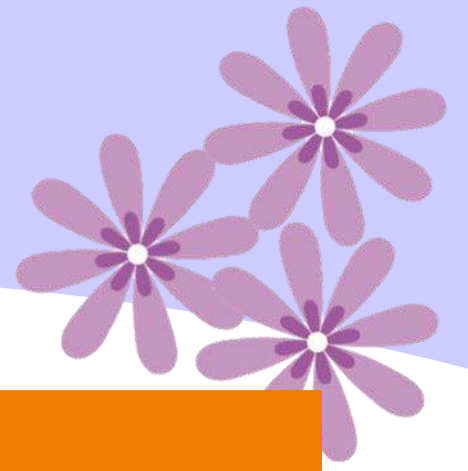
親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

引用元：内閣府作成パンフレット「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」

沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団



16 こどもへの性暴力②



こどもの性被害

こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で、こどもたちが被害にあっています。



たとえば・・・

- 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた
- 抱きつかれた、キスされた
- 服を脱がされた
- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)を触られた
- 痴漢にあった
- 下着姿や裸の写真・動画を撮られた、送るように要求された

加害者は知らない人とは限りません

- よく知っている身近な大人から(先生、コーチ、親や親せきなど)
- 友達、きょうだいから
- 交際相手から
- インターネット(SNSやオンラインゲーム)で知り合った相手から



こどもの被害は 身近な人でも気づきにくい

- 人目につかないところで行われている
- 性的な知識が少ないので、何をされているかわからない
- 家族や親しい人からの被害は、こども自身が隠そうとすることもある
- 優しくして信頼させ、加害を継続する「性的グルーミング」による被害もある

男の子も被害にあっています

男の子の場合、性的な「遊び」や「いたづら」と軽視されることがあります。ですが、心身の傷は深く、その後の成長に大きく影響を与えることもあります。性別を問わず、性暴力の被害にあう可能性があります。



こどもはなかなか被害を打ち明けられません



被害にあったことを話すのが恥ずかしい

何をされたのかよく分からない

自分にも悪いところがあったかもしれない

大切な人を悲しませたくない

だれに、何を、どう伝えればいいのか分からない

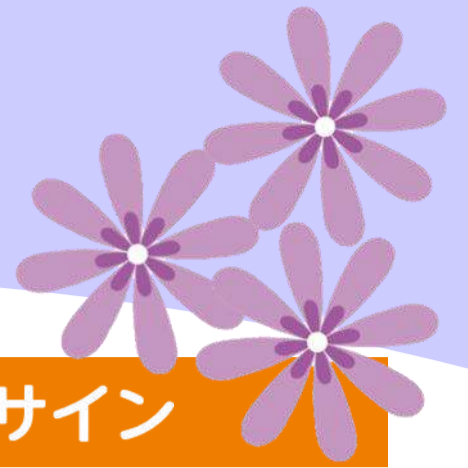
加害者から口止めされたり、脅されていて話せない

話したら叱られるかもしれない

周囲の大人が早期に気づくことが大切です

引用元：内閣府作成パンフレット「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」

17 こどもへの性暴力③



性暴力被害を受けたときにこどもが見せるサイン

言葉にすることが難しいこどもたちは、トラウマ*の反応が心身の不調や問題行動として現れることがあります。特に、問題行動については、その背景にあるトラウマを理解することが重要です。

*心的外傷、心の傷のこと

からだの変化

- 頻尿、夜尿 ●体調不良(頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など) ●不眠など(ひとりで眠れない、怖い夢を見る、夜更かし、朝起きられない、睡眠時に叫び声を上げるなど) ●性器の痛み、かゆみ ●食欲不振、過食

こころの変化

- ふさぎこむ、元気がない、無気力 ●過剰に甘えようとする ●集中力の欠如 ●情緒不安定
- 周りの人が信じられない

行動面の変化

- 落ち着きのなさ ●物を壊す ●勉強に集中できない、学力不振 ●非行(飲酒、喫煙、家出など)
- 自傷行為、リストカット ●性的なことを避ける(性的忌避) ●人との距離が近い、不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す ●性的な言動や遊びをする、自分や人の性器を触る

被害を受けたこどもへの対応

- 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、こどもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。

- ・話を疑ったり否定しないでください。
- ・話したくないことは無理に聞き出さないようにしてください。
- ・話している途中で気分が悪くなったり、疲れたりしたら、休んでもいいよと伝えてください。

- こどもが必要なケアを受けられるようにしてください。

- ・こどもの安全を確保して、こどもの同意を得てから、からだに傷などがないか確認してください。
- ・被害直後の場合は、すぐに相談機関に連絡してください。(緊急避妊薬の処方、感染症検査、証拠採取等のため、医療機関の受診が必要となる場合があります。)

「記憶の汚染」を知っていますか

こどもに聞きすぎないでください

繰り返し同じ話を聞くなど、こどもに聞きすぎることがこどもの記憶に影響してしまう場合があります。なるべく早く警察、児童相談所、ワンストップ支援センターなどの専門機関や専門家に相談してください。

保護者や大人のみなさんへ

あなた自身のこころとからだにも気を配り、無理をしないでください /

日頃からできること

幼児期から次のことを伝えてください。

- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)は見せない・触らせない
- 相手のプライベートゾーンを見ない、触らない
- イヤな触られ方をされそうなときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいい
- イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する
- 自分は大切に扱われるべき存在で、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること

学校では、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」を行っています。幼児期や小学生向けの動画教材などがあり、ご家庭でも活用いただけます。

文部科学省
ウェブサイト



- こどもの異変やSOSに気付けるような関係・環境をつくるために、日頃からコミュニケーションをとり、こどもの気持ちをよく聞いてください。



引用元：内閣府作成パンフレット「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」

18 性暴力に関する相談先①

秘密は守ります。安心して相談してください。

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ
#8891

ワンストップ支援センターで受けられる支援



相談



医療的支援



心理的支援



同行支援



法的支援



関係機関と
連携した支援

性犯罪被害相談電話（警察）

#8103

ハートさん

性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察では、性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用しています。ダイヤルすると、発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。

SNSで相談

SNS相談「Curetime(キュアタイム)」



チャットでお話を伺います。
年齢・性別を問いません。
匿名で相談できます。
メールや外国語でも相談を受け付けます。



その他の相談窓口一覧

セクシュアルハラスメント、
ストーカー、デートDVなどの
相談窓口を紹介しています。



相談に関するQ&A

詳しくは内閣府HPをご覧ください。▶



引用元：内閣府作成パンフレット「あなたは悪くない～もしものために知っておいてほしいこと～」

19 性暴力に関する相談先②

-男の子・男性専用相談窓口-

子どもでも、大人でも性暴力の被害にあったら

男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン



利用できる人：男の子とその保護者など

※ 18歳以上の男性の性暴力被害者の方は「男性のための性暴力被害ホットライン」(0120-213-533)をご利用ください。



フリーダイヤル

0120-210-109

にゃんと トーク

相談できる日・時間

毎週金曜日・土曜日 夕方4:00～夜9:00

児童相談所

いちはやく

189

性犯罪相談電話(警察)

ハートさん

#8103

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ

#8891

男性のための性暴力被害ホットライン

対象：性暴力被害を受けた男性の方



フリーダイヤル

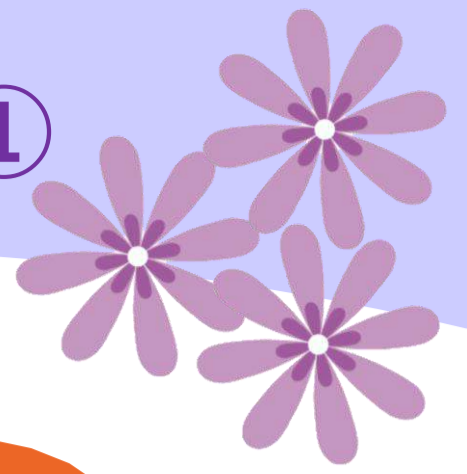
0120-213-533

※ 相談員は全て男性です。

相談受付日時

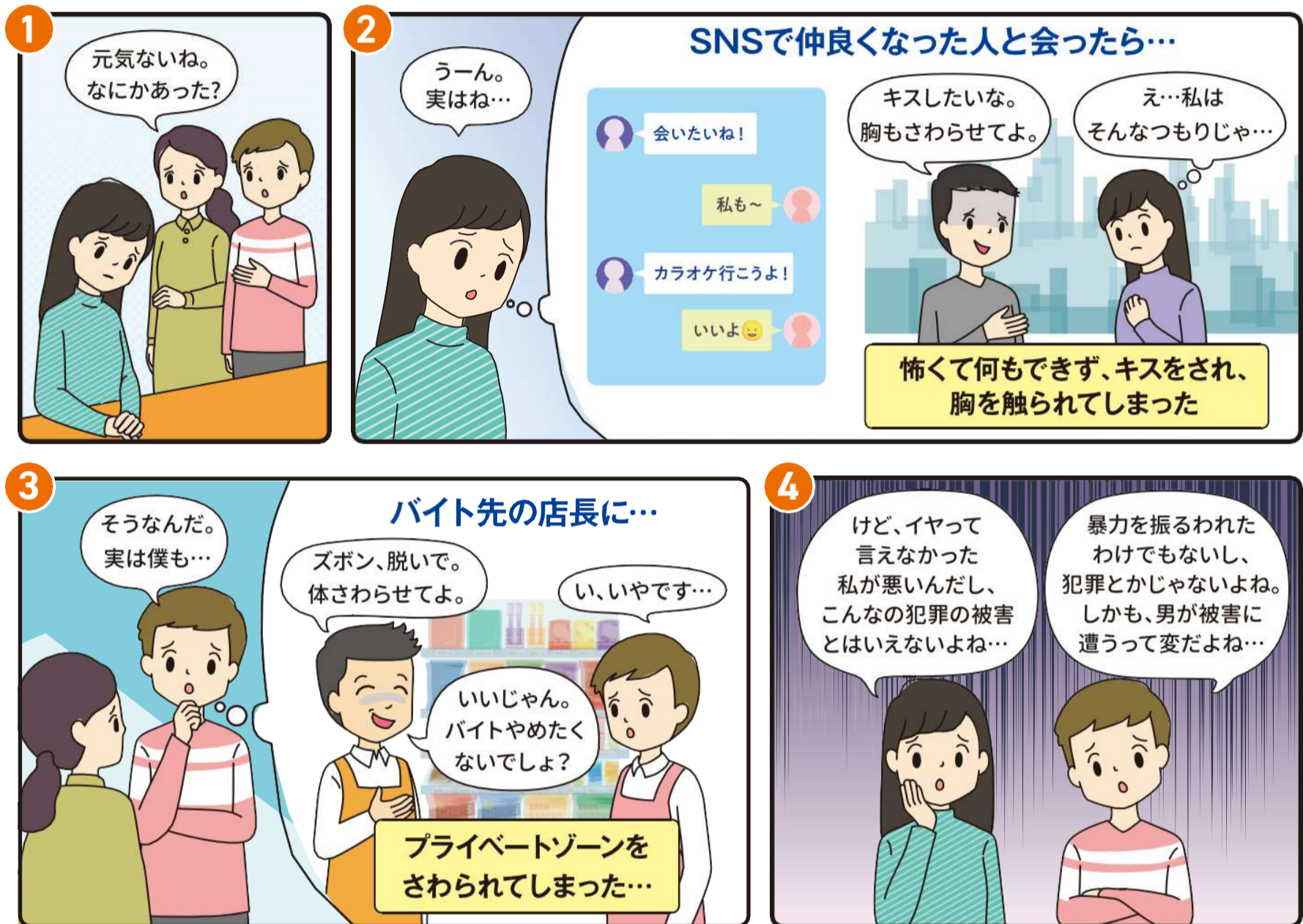
毎週土曜日 19:00～21:00

20 性犯罪に関する法律の改正①



あなたにも知ってほしい

性犯罪についての法律が変わりました



そんなことはありません！

例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態※」、「虐待」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」を責めることが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態



さらに

このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の子どもに対して、性的な行為をした場合、あるいは、**13歳以上16歳未満(15歳以下)**の子どもに対して、その人より5歳以上年上の人が性的な行為した場合、その子どもがイヤと思っているかどうか(同意しているかどうか)にかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」**が成立します。



21 性犯罪に関する法律の改正②

刑法及び刑事訴訟法の一部改正により

性犯罪の規定が2023年(令和5年)7月13日から変わりました

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

主なポイント

詳細は法務省HPへ



法教育マスコットキャラクターホウリス君



【1】 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、
「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

【2】 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

【3】 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます(※)。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

【4】 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する(※)
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【5】 性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

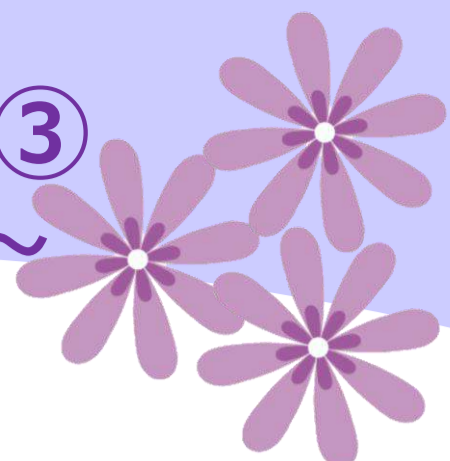
※時効の延長については6月23日から施行されています。

引用元：法務省HP「改正法等の概要（簡易版）」

沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団

22 性犯罪に関する法律の改正③

～学生・児童向けの啓発リーフレット～



子どもを守るための
法律のルールってどんなものがあるの？

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

1 元気ないね。 なにかあった？
うーん。 あのね…
2 SNSでなかよくなったお兄さんと会ったら…
かわいいね。 ちょっとさわってもいい？
え… こわいよ…
服の中に手を入れて、 体をさわられてしまった…
3 そうなんだ。 じつは ぼくも…
公園であそんでくれた おじさんが…
パンツの中見せてよ。
え、どうして？
だいじょうぶ。 こわくないよ。 少しさわられるだけ。
パンツの中を さわられてしまった…
4 イヤだったけど、 はずかしくて だれにも言えない。
ぼくもイヤだったけど、 「このことは内緒だよ」 って言われたし…
ぼく男子だし、 体をさわられても、 きっとわるいことじゃないんだよ…

法務省にて、小学生、中高生、大学生を対象としたリーフレットが3種類作成されています。

小学生向けリーフレット



そのほかにも

服ぬいで、写真とらせてよ。
イヤだ…
子どものはだかや下着すがたの写真・動画をとることは、犯罪です。

はだかの写真をとられてしまった…

そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とても大切なもの。
ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。
あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。
それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。
親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

SNSで知り合った人から…

わたしも面白いんだよ！
仲良くなれてうれしい
わたしも！
今度会おうよ
女の子同士だから安心だよ

会いたいね！
そうだね～
日曜会おうよ
かわいい服買ってあげる
ほんとに？
やったー！

写真とって送ってよ
どんな写真？
はだかの写真
服ぬいで、胸みせた写真をとって送って
みんなやってるよ

こんなメッセージがきた…

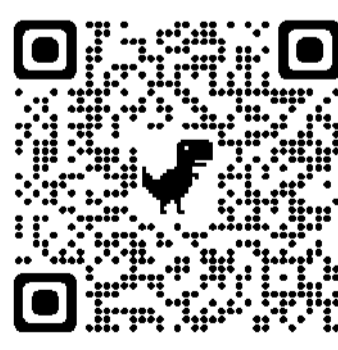
子どもに、
●うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、体をさわったりする目的で、会おうと言うこと
●自分のはだかの写真・動画をとって送るように言うことは、犯罪です。

こちらをご確認ください

中高生向け



大学生向け



困ったときはここに相談してみよう

人権相談（法務省）
●子どもの人権110番
無料 ☎0120-007-110
●SNS (LINE) 人権相談
●子どもの人権SOSモニター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談（警察）
（ハートさん）
無料 ☎#8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）
●子供のSOSの相談窓口
●24時間子供SOSダイヤル（なやまおもう）
無料 ☎0120-0-78310 ※24時間受付

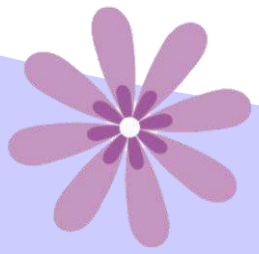
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
（はやくワンストップ）
無料 ☎#8891 ※24時間受付

性暴力に関するSNS相談（チャット）
「Cure time(キュアタイム)」
※毎日17時～21時受付

親子のための相談LINE
●お住まいの地域によって受付時間が異なります。
●児童相談所虐待対応ダイヤル
無料 ☎189 ※24時間受付

保護者の方へ 2023年(令和5年)6月に、性犯罪についての法律が改正されました。 詳細は法務省HPへ

引用元：法務省HP



23 DVや性暴力へ悩んでいる方へ

それぞれの相談先では、あなたの気持ちを最優先に、
何ができるか一緒に考えます。

プライバシーも秘密もしっかり守られますので、安心して相談してください。

相談先

参考情報

 配偶者・交際相手からの暴力



内閣府
DV相談ナビ
#8008



内閣府
DV相談プラス
つなく はやく
0120-279-889



内閣府
配偶者暴力被害者支援情報




内閣府
配偶者暴力相談支援センター



 性犯罪・性暴力

内閣府
性暴力に関するSNS相談
Cure time(キュアタイム)



内閣府
性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
はやくワンストップ
#8891



警察庁
各都道府県警察の
犯罪被害相談窓口



内閣府
若年層の性暴力被害予防月間



 AV出演被害

警察庁
性犯罪被害相談電話
(全国共通)
ハートさん
#8103



警察庁
匿名通報ダイヤル
0120-924-839



警察庁
警察相談専用電話
#9110

内閣府
性犯罪・性暴力被害者支援情報



 売春強要や人身取引

厚生労働省
各都道府県の
婦人相談所




 ストーカー行為の被害

警察庁
ストーカー被害防止ポータルサイト



 職場におけるセクシュアルハラスメント


厚生労働省
各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



◆人権侵害に関する相談

法務省
女性の人権ホットライン(全国共通) **0570-070-810**


法務省
インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



法務省
外国人権相談ダイヤル(全国共通) **0570-090911**

◆法的トラブルに関する相談

法務省
法テラス
犯罪被害者支援ダイヤル
(全国共通) **0120-079714**



配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、デートDV、セクシュアルハラスメント、痴漢、AV出演被害、インターネット上の性的な暴力等、性別に関わらず、暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為です。

引用元：内閣府「令和5年度女性に対する暴力をなくす運動リーフレット」

24 沖縄県性暴力被害者 ワンストップ支援センターについて

どのような形であっても、あなたの同意なしに性的に接触することや性的な言葉や行動であなたの心や身体を傷つける行為は「性暴力」です。

年齢、相手とのあなたの関係、性別、セクシュアリティなどは、関係ありません。

被害を受けたあなたは悪くありません。被害の責任は、加害者にあります。

もし、あなたが被害にあったら、あなたの身近な人が被害にあったら…。被害かな?と思ったら、誰でも相談できます。

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター (with you おきなわ) では、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合支援 (産婦人科医療、相談カウンセリング等の心理的支援、法的支援等) を可能な限り、一箇所提供しています。

例えば、望まない妊娠を防ぐための緊急避妊処置は、被害から 72時間以内が有効です。性暴力の被害は、被害後できるだけ早い段階で適切な支援を受けることが大切です。

また、被害から時間が経っても受けられる支援があります。

性別・年齢、警察への被害届の有無に関わらず、ご相談を受け付けています。

ひとりで悩まずにご連絡ください。

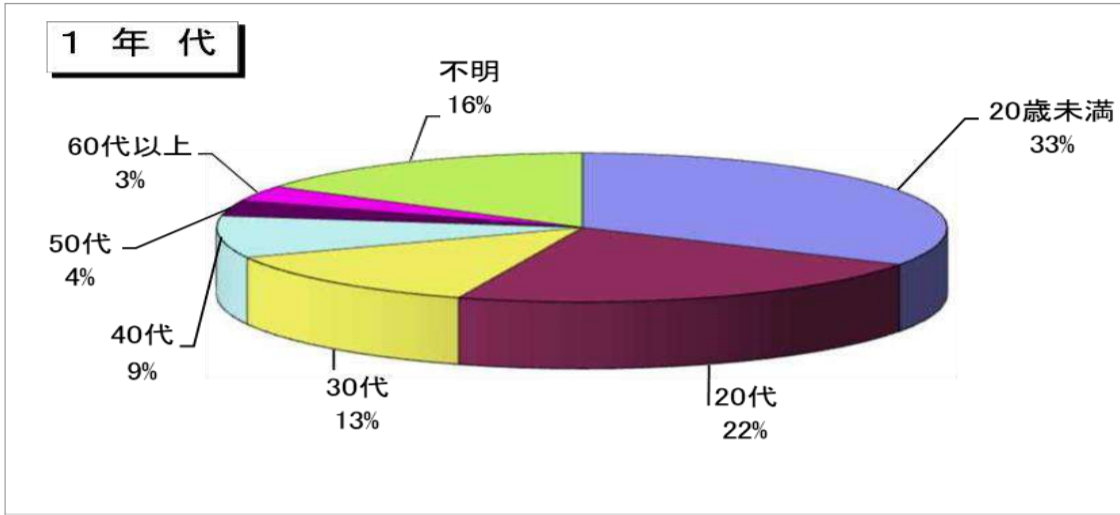
24時間365日、電話相談を受け付けています。

☎#8891 または 098-975-0166

25 沖縄県性暴力被害者 ワンストップ支援センター相談状況

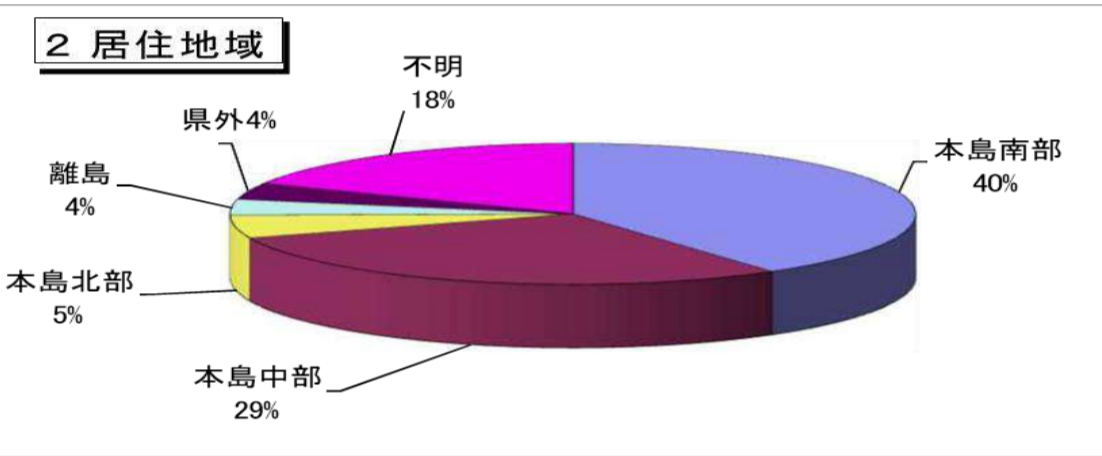
沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター 相談状況
(平成27年2月2日～令和5年9月30日)

○延相談件数 14,075 件 ○相談者数 1,067 人

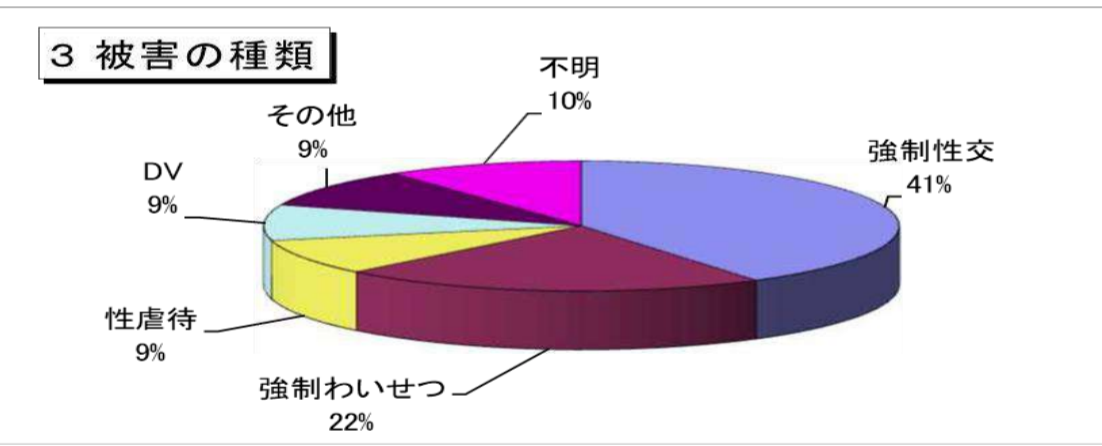


年代	件数
20歳未満	355
20代	237
30代	138
40代	97
50代	36
60代以上	36
不明	168

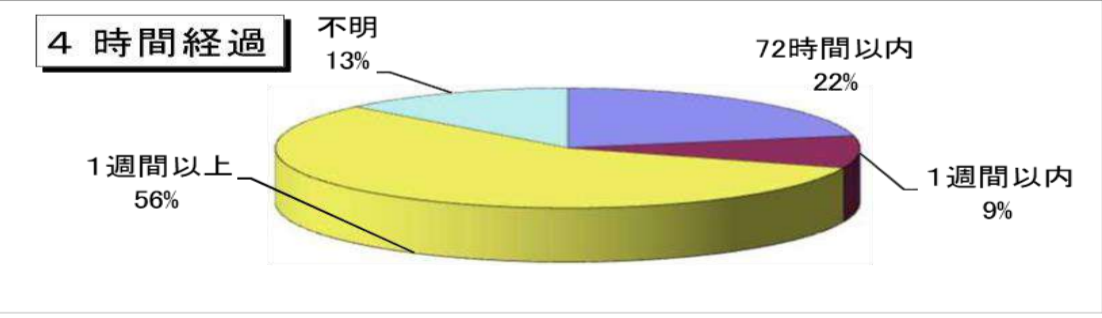
20代以下
が全体の
55%



居住地域	件数
本島南部	429
本島中部	312
本島北部	56
離島	39
県外	40
不明	191

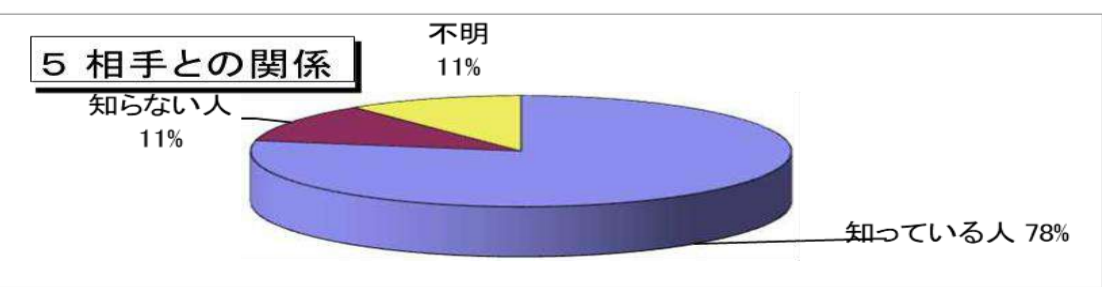


被害の種類	件数
強制性交	441
強制わいせつ	235
性虐待	96
DV	96
その他	105
不明	109



時間経過	件数
72時間以内	232
1週間以内	93
1週間以上	605
不明	138

78%が
知っている人
からの
被害

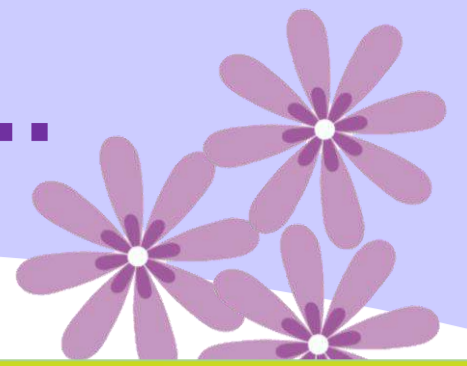


相手との関係	件数
知っている人	833
知らない人	122
不明	113

※3～5については、同一人で複数被害を受けている場合があるため、ダブルカウントしています。

引用元：沖縄県女性力・平和推進課HP

26 性暴力被害者支援のために… ～支援の輪を広げましょう～



▼沖縄県性暴力被害者 ワンストップ支援センター リーフレット

**沖縄県性暴力被害者
ワンストップ支援センター**
with you おきなわ



相談専用電話
24時間 365日
いつでも受付可
☎ **#8891** または
098-975-0166

～あなたとともに～
with you
性暴力について
あなたに知って欲しいこと



沖縄県

with you おきなわ
(沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター)

もし、あなたが被害にあったら…あなたの家族や友人など身近な人が被害にあったら…
誰にも言えないその悩みをひとりで悩まず相談してください。あなたは悪くありません。

性暴力の被害にあわれた方の意思を尊重しながら医療支援を含めた必要な支援を迅速に受けることができます。沖縄県が設置した相談窓口です。(性別・セクシャルティは問いません。)

24時間 365日
はやくワンストップ
TEL #8891

電話料無料(一部回線除く)
つながらない場合は098-975-0166(有料)

ワンストップホームページはこちら▼



▲ with you カード

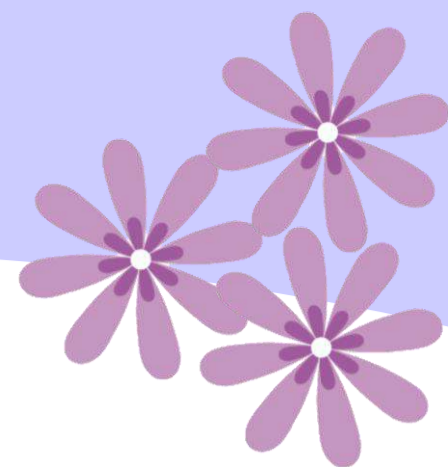


with you カードを設置して
支援の輪を広げましょう

詳しくはこちらまで
女性力・平和推進課HP



27 参考資料



内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/#no_violence_act

沖縄県女性力・平和推進課ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/heiwadanjo/danjo/event/josei-no-violence.html>

沖縄県警察相談窓口

<https://www.police.pref.okinawa.jp/category/bunya/madoguchi/tel-soudan/>

※ 性犯罪被害者相談専用電話 098-868-0110の場合、電話対応は女性希望も可能ですので、遠慮なくお申し出ください。

配偶者・パートナーからの暴力(DV)・児童虐待(じどうぎゃくたい)の相談

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shonenkodomo/jido/2020dvgyakutaisoudanmadoguchi.html>

DV加害者更生相談

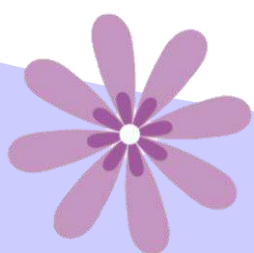
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/heiwadanjo/danjo/13865.html>

法務省

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html#Q1-1

警察庁

<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/seihanzaigaiyou.pdf>



シール投票 & 感想コーナー



パネル『令和5年度 女性に対する暴力をなくす運動』
いかがでしたか？
感じたこと、思ったことなどをぜひ教えてください！



一人一枚、シールをはってね～！

上等だった

よかった

まあまあだった

よくなかった

感想コーナー

パネル前の付箋紙に書いて、貼ってくださいね～



ご協力ありがとうございました！